

9月定例教育委員会議事録

- 1 開催日 令和6年9月26日（木）
- 2 会 場 本庁舎 7階 会議室7A
- 3 開 会 午後2時30分
- 4 出席委員 羽田明夫 教育長
山竹葉子 委員（職務代理者）
増田紀子 委員
増田徹哉 委員
外山敬三 委員
- 5 会議出席者 増井太郎 教育部長
伊東義直 学校福祉部長
杉山佳丈 こども未来部長
嶋美津子 教育総務課長
寺尾正幸 学校教育課長
小林伸生 教育センター所長
萩原雅顕 学校給食課長
平田泰之 図書課長
荒井健 子ども支援課長
青島庸行 家庭支援課長
平岡雅子 保育・幼稚園課長
岩田千登勢 国際交流課長
下村千鶴子 子ども支援課総務担当主幹
書記 安藤隆行 教育総務課総務担当兼庶務担当主幹
- 6 議 事 別紙のとおり

羽田教育長	【午後 2 時 30 分開会】 皆さん、こんにちは。 本日は、お忙しい中、9 月定例教育委員会に御出席いただき、ありがとうございます。 本日の議事録署名人は「増田徹哉委員」と「外山委員」となりますので、よろしくお願いいたします。 それでは議事に入ります。 本日は、生きがい交流部の案件がありますので、まず、その他の 1 番、「姉妹都市オーストラリア・タスマニア州・ホバート市の女子中高生 18 人と教員 3 人が焼津中学校で授業・給食体験について」国際交流課長から説明をお願いします。
岩田国際交流課長	それでは、その他の 1 の資料をご覧ください。 10 月 1 日から 4 日まで、本市の姉妹都市であるオーストラリア・タスマニア州ホバート市より、中学 3 年生及び高校 1 年生の女子学生 17 人と教員 3 人が 5 年ぶりに来焼し、滞在期間中、それぞれのホストファミリー宅や焼津中学校で同年代の学生達と交流します。10 月 3 日には、市長を表敬訪問します。 ホバート市の学生受け入れ事業については、姉妹都市交流の一環として、平成 2 年度から実施し、令和元年度まで、16 回、延べ 282 人の学生と 61 人の教員を受け入れています。令和 2 年から令和 5 年までは、コロナ禍の影響により中止させていただき、今回、5 年ぶりの受け入れとなります。受け入れの学生は、マウントカーメルカレッジという女子中高校生 17 人及び教員 3 人となります。 焼津市滞在期間中の主な予定ですが、10 月 1 日の夕方に焼津市へ到着し、ホストファミリーと対面式を行い、ホームステイとなります。 10 月 2 日及び 3 日の午前中は、焼津中学校がホストスクールとして、授業体験や給食体験をさせていただきます。 授業体験が終わった後は、焼津のだるま作り体験や、茶道連盟の皆様に協力していただき、茶道と浴衣の着付け体験をさせていただき、10 月 3 日の午後 4 時 30 分から市長表敬訪問を行い、10 月 4 日の午後に焼津市を出発される予定です。 本案件については、定例記者会見において報告をさせていただきます。説明は、以上です。
羽田教育長	説明が終わりました。

教育委員全員	御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。 (質疑なし)
羽田教育長	なお、国際交流課長につきましては、ここで退席となります。ありがとうございました。 次に、議案として、議第 13 号「令和 6 年度焼津市教育委員会事業評価報告書について」、教育総務課長より説明をお願いします。
嶋教育総務課長	私からは、「令和 6 年度焼津市教育委員会事業評価報告書について」説明させていただきます。 議案の議題 13 号を、1 ページめくってください。 提案理由は、令和 6 年度焼津市教育委員会事業評価報告書（令和 5 年度事業）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項の規定に基づき、市議会 11 月定例会に提出するために、教育委員会の承認を求めるものです。 報告書は別冊としています。右上に議第 13 号（別冊）と記載のある、令和 6 年度焼津市教育委員会事業評価報告書（案）の 1 ページをお願いします。 1 の自己点検・評価の考え方には、根拠となる法令や評価の方法について記載しています。 焼津市教育委員会では、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条第 1 項の規定により、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について、自己点検・評価を実施しています。 当教育委員会では、「第 6 次焼津市総合計画」の政策に掲げた「安心して子育てができ、子どもが心豊かに育つまちづくり」、「生きがいを持って暮らせるまちづくり」を実現するため、施策を定めて取り組んでおります。 今回は、この「第 6 次焼津市総合計画」の進行管理を行っている「行政評価システム」の「施策評価書」（事務事業評価書）を活用して、令和 5 年度の活動及び施策の自己点検・評価を行いました。 また、教育委員会が自己点検・評価を行うに当たっては、同条第 2 項の規定に基づき、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るため、焼津市教育委員会事業評価委員会を設置し、委嘱した外部委員 3 名に意見をいただき、報告書にまとめました。 委員会は、7 月 31 日と 8 月 27 日に開催し、活発な御意見をいただきました。 2 ページをお願いします。こちらには、本市の第 6 次総合計画第 2 期計

	画の体系図を掲載してあります。 このうち教育委員会の所管は、政策「2 安心して子育てができ、子どもが心豊かに育つまちづくり」のうち、施策「2-1 みんなで支える子育て環境の充実」における幼稚園及び青少年関連の事務事業、施策「2-2 学校教育の充実」、政策「3 生きがいを持って暮らせるまちづくり」のうち、施策「3-1 生きがいづくりの推進」のうち図書館関連の事務となります。 3 ページから 23 ページにかけましては、ただ今申し上げました 3 つの施策の成果、コスト、振り返りや課題などを記載した評価書です。 24 ページからの全体評価についてお読みいたします。 教育委員会の事業評価については、平成 20 年度から市が全庁的に取り組んでいる行政評価システムに基づき、事業の結果を振り返り、課題を整理した上で、次の計画と実施に反映させていく仕組みにより実施しています。同時に教育委員会の事業について、市民への説明責任を果たし、透明度を高めていく取組も順調に進んできていると考えます。 引き続き、市民目線に立ち、市民の様々な声を丁寧に聴きながら、施策に反映させていく姿勢を忘れずに取り組んでいきます。 以下、施策評価書（令和 5 年度目標達成度評価）及び事務事業評価書（令和 5 年度実績）に基づき、3 つの施策について評価をいたします。 施策 1 の「みんなで支える子育て環境の充実」についてのうち、「幼稚園管理事業」は、公立幼稚園 6 園の運営に係る会計年度任用職員の雇用や、施設・設備の維持管理事業となります。令和 5 年度については、保育を実施するための人件費や、保育物品の購入、給食提供の委託などによる、保育の継続的な実施や、親子遠足など園外活動のためのバス借上げ、施設や設備の維持管理、旧東益津幼稚園の複合遊具の大井川西幼稚園への移設のほか、用地の地積測量を実施しました。 活動指標については、「修繕を実施した幼稚園数」とし、6 園全てにおいて予定していた修繕を実施し、幼児教育が提供できる環境を整えました。 次に、「指導力向上支援事業」では、幼稚園・保育園などの類型にとらわれず、市内事業所の保育者が、自己肯定感を持つ子どもを育てるという共通目標のもと、キャリアに合わせた内容や、旬の情報を取り入れたジャンルによる専門性の高い研修を受けられるよう、組織的にその機会を提供し、共に学ぶ体制を構築し実施している「オール焼津★ねっこプロジェクト」による研修のほか、保育園・幼稚園・小学校の連携による自主事業への参加や、各種関係団体が実施する研修を受講しました。 活動指標については、「保育者資質向上研修会」では、予定していた 7 回の研修会が実施できました。「園長研修」では、そのキャリアに必要な情報を提供する研修を、予定していた 12 回実施しました。「保育園・幼稚園
--	--

園訪問指導」は、主席指導主事、指導主事のほか、保育士、幼稚園教諭経験者等が、現地で幼稚園の指導案や教育内容の指導・助言を行いました。日程の都合等により、一部の園では申し込みがなかったため、28回の計画に対し、24回実施と目標達成とはなりません。

また、成果指標とした「資質向上研修会参加者数」については、実施内容に合わせた講師を呼ぶ等の工夫や、参加者から希望の多いジャンルをアンケートで把握をしたことなどが功を奏し、計画数以上の参加者が集まり、成果が上がっています。

一方、園訪問については、申込をする園が減った原因を分析・対応する必要があると考えています。

次に、「青少年問題協議会事業」では、地方青少年問題協議会設置法に基づき、行政機関、青少年健全育成団体の代表者を委員・幹事に委嘱し、青少年問題に関する施策に必要な事項を協議しています。

令和5年度は、6月と2月に、「焼津市青少年問題協議会」を開催するとともに、7月に、「夏に青少年をまもり育てる運動」として非行防止街頭キャンペーンを、市内大型ショッピングセンター3箇所で実施しました。

次に、「教育相談センター運営事業」では、青少年教育相談センターが、電話相談、面接相談、メール相談により、相談者の思いを受け止めながら悩みや問題の解消に向けた適切な助言を行いました。また、街頭補導などの呼びかけにより、非行未然防止や早期発見に努めています。併せて、学校・家庭・地域・関係機関との連携により、啓発活動と環境浄化を推進しています。

活動指標の「相談者実人数」ですが、焼津市青少年教育相談センターの相談員が、電話、面接、メールにより相談対応した回数は、310回であり、相談を受けた実人数は39人でした。相談に対しては、悩みや問題を聞き、解消に向けた適切な助言を行ったり、より適切な支援に繋げたり、より適切な機関に繋げたりしました。

「街頭補導活動」では、319回実施し、延べ参加人数は1,142人、1回あたりの平均参加者数は、3.6人でした。夜間に外出している児童生徒などに対して、温かな声掛けや、帰宅の呼びかけなどを行いました。

また、市内の書店、ゲームセンターなどへの立ち入り調査による環境浄化活動を実施しました。件数や補導活動参加者数も一定数いることから、本事業が有効に活用されていると考えており、今後も、相談業務や街頭補導などを通じて青少年の非行を防止し、健全育成を図っていくため、関係機関が連携して対応していきたいと考えています。

次に、「子ども会健全育成支援事業」では、異なる学年の子供達と遊びなどを通じて交流などを促進する焼津市子ども会連合会の小学生健全育

	成事業に対して、予算の範囲内で補助金を交付しています。 令和５年度は、夏の集い、お楽しみイベント、寺子屋、マグロ解体ショー、折り紙アートなど９小学校区 10 事業に対して、２分の１の補助率で補助金を交付しました。 活動指標の「市子ども会連合会の校区数」は、令和５年度の実績が、計画と同じ全 13 校区でしたが、「子ども会単子数」は計画が 255 に対し、実績は 199 で達成率 78.04%と減少しました。 また、成果指標の「子ども会会員数」は、令和５年度の計画が 5,993 人に対し実績は、5,220 人で達成率 87.1%と減少しました。 子ども会への加入率の減少が続いているなかで、令和５年度には、役員の方が、楽しく、気持ちよく子ども会の児童の親睦が図れる一助になればとの思いから、補助対象経費の範囲を広げて役員が企画した内容を後押しするような、また、子ども達が、子ども会活動に参加して楽しく感じられるような、例えばお菓子などの経費も補助対象に加えるなど、子ども会健全育成活動を行いやすい内容に変更して実施しました。 なお、成果の達成状況と要因については、成果指標の「子ども会会員数」が未達成であり、児童数の減少、社会情勢の変化により、子ども会加入者数の減少が続いています。また、新型コロナウイルス感染症による活動制限が緩和されている状況ではありますが、会員数の減少を止めるには至っていない状況であります。 課題については、活動に積極的な校区とそうでない校区の差が大きく、加入率の低下が進む校区と、あまり低下しない校区と差が大きく、困りごとかがある校区もあれば、ない校区もあります。また、市子ども会連合会の補助金のとりまとめが大変で役員の負担になっていることが課題となっています。 今後の方向性については、補助金の対象となる事業や、市子ども会連合会が取りまとめる事業が煩雑になっているという課題が挙げられているため、校区ごとに申請、交付するなどの見直しを行い、健全育成のための活動がより行いやすいやり方を検討していきたいと考えています。 施策２の「学校教育の充実」については、施策が目指す姿として、市内の小・中学校の児童・生徒が、学力・体力を身に付け、優しさと強さを持つことができるとしています。 成果指標としては、「授業に一生懸命取り組んでいる児童・生徒の割合」、「失敗を恐れず、挑戦するようにしている児童・生徒の割合」としています。この目指す姿と成果指標については、令和３年３月に改訂をした焼津市教育大綱の基本理念「優しく 強く 愛しい人」及び学校教育の重点である「失敗や間違いを恐れない子、疑問を言える子」の体現を目指して設定しています。
--	---

また、成果指標については、一昨年度から本格的に取り組んでおり、令和5年度の「授業に一生懸命取り組んでいる児童・生徒の割合」では、92.4%、「失敗を恐れず、挑戦するようにしている児童・生徒の割合」では、71.5%の児童・生徒が肯定的な回答をしています。

施策の振り返りとして、教育大綱の基本理念について、学校訪問時等を活用し、その理解を求めてきたため、各校の教育目標や重点目標に反映され、児童生徒への働きかけが向上しています。

「魅力ある授業の推進」については、新学習指導要領が全面実施となって小学校で4年、中学校で3年が経過しました。教育委員会では、各学校において、隔年で学校訪問による研修会を実施しておりますが、各校で授業改善が進み、児童生徒の学習内容の理解が深まりました。

「地域との連携推進」については、令和5年度に全ての中学校区でコミュニティ・スクールが導入され、それぞれの中学校区で目指す子ども像の検討や、地域の課題が話し合われ、地域とともにある学校への大事な第1歩が踏み出されました。各中学校区では、それぞれの地区の特性を生かした活動が始まったところです。

「若手教員の指導力向上」については、2，3年目の若手教員へ教育センターによる訪問指導や研修会を実施し、着実な指導力向上が見られています。

「ICT機器の効果的な活用」については、本市は、授業での活用頻度は、全国的に見ても高く、授業でいかに効果的な活用を行うかについての研究が始まりました。

「児童生徒の体力向上」については、児童生徒の各種健康診断は着実に実施されています。また、部活動の地域クラブ活動への移行準備も計画的に進め、新たに5種目での活動が開始され、12クラブが活動しています。

「配慮を要する児童生徒及び家庭の支援の充実」については、小学校の低学年サポーターが増員され、子ども達が安定した学校生活を送ることができました。また、医療的ケア児に対応する看護師が配置され、安心して学校生活を送ることができるようになりました。課題を有する子どもや家庭を支援するため、学校福祉部を設置し、訪問支援、ケース会議など、学校福祉部の対応する件数が増加することで、家庭が安定したり、登校日数が増えたり、様々な関係機関に繋がったりする児童生徒が増えるなどの成果が上がっています。

「外国につながる児童生徒の支援の充実」については、児童生徒数の増加や、低年齢化に伴い、教育センターにおいてプレスクール・プレ教室など、個々に応じた支援を充実させ、安心して学校生活を送れる児童生徒が増加しています。

「安全安心で快適な教育環境整備」については、学習・生活に適した安

	全安心で快適な環境維持のため、学び舎にここ元気計画に則り、着実に環境整備を進め、トイレの洋式化工事を4校分、設計を4校分行いました。 施策の課題として、初めに「地域との連携推進」については、それぞれの地区の特性を生かしたコミュニティ・スクールへの取り組みが始められたところですが、研修会での情報交換等を通して、さらなる充実に努める必要があります。 次に、「ICT機器の効果的な活用」については、教育委員会の訪問やGIGAスクール推進室の訪問の機会を活用し、効果的な授業での活用についてさらに実践を広げ、より深めていく必要があります。 次に、「児童生徒の体力向上」については、今後の地域移行がスムーズに進むよう、平日も含めた地域クラブ移行のロードマップや地域クラブ活動ガイドラインの作成が必要であります。 次に、「配慮を要する児童生徒及び家庭の支援の充実」については、不登校児童生徒数が増加傾向にあるため、今後は増加を防ぐための予防対策を行うとともに、更なる手厚い子ども及び家庭への支援を充実させていく必要があります。 次に、「外国につながる児童生徒の支援の充実」については、今後も、外国につながる児童生徒数の増加が考えられるため、支援体制の強化、例えば支援場所も含めどのような支援が効果的であるかについて検討していく必要があります。また、低年齢化についてもその対応のための体制整備、人員の確保が必要であります。 最後に、「安全安心で快適な教育環境整備」については、猛暑災害対策において屋内運動場の空調設備についてできるだけ速やかに整備を行っていくとともに、屋外運動場についても、どのような対策がとれるかについて検討していく必要があります。 また、水泳授業の在り方については、現場の意見を基に、具体的な授業の在り方について検討していく必要があります。 施策3の「生きがいづくりの推進」について、読書活動の推進のうち、図書課が所管する「焼津図書館及び大井川図書館の読書普及事業」では、令和6年3月に「焼津市子ども読書活動推進計画」の第三次計画を策定しました。 本計画に基づいて、健康づくり課が行う乳幼児健康相談の場を借りて絵本を配布する「ブックスタート事業」や、絵本・紙芝居を読む「読み聞かせ」や「おはなし会」など、子どもの成長段階に応じた事業を行ったほか、小中高等学校の学校図書館とも連携して読書活動の推進を図りました。 これらの事業のほか、大人向けの図書館講座時の関連図書の紹介や、録音図書や朗読CD、点字などの貸し出しを行う「図書館利用に困難がある方のためのアシストサービス」の提供など、図書館の利用拡大を図るため
--	---

	の取り組みを行いました。 次に、「焼津図書館及び大井川図書館の図書資料電算運営事業」ではＩＣタグを活用した非接触型の図書館システムを活用し窓口業務の効率化を図っております。 自動貸出機の設置については、簡単な操作により貸出手続きができ、窓口で待つ時間がなくなったため、利用者からはおおむね好評をいただいております。さらに、利用者自身で自動貸出機を利用し貸出処理をすることで、利用者のプライバシーが保たれるという面も評価できると考えています。 窓口業務の効率化により生み出された時間で、これまでは利用者本人に返却された本を書棚に戻してもらっていたものを、図書館職員が書棚に戻すというサービスを提供することで、結果として書棚の整理もできるようになり、セキュリティゲートの設置により、貸出処理をすることなく館外へ図書等が出ることを防ぐことができるようになったことと併せて、図書資料の適正な管理という面で大きな効果となっています。 今後は、これらのシステム機器等や、管理ソフト・図書館ホームページの保守委託などを継続していくとともに、利用者からの図書についての問合せに応じるレファレンス業務などに積極的に取り組み、より一層利用者サービスの充実を図りたいと考えています。 以上が令和５年度事業の全体評価であります。今後につきましても、子ども達や、子育て世帯に対する新たな支援体制の下、事業の効果を検証するとともに、工夫・改善を図り、課題解決に向けた効率的な施策を実施してまいります。 31 ページ、32 ページが事業評価委員会による意見等です。 施策、事務事業について評価や御意見をいただいております。 33、34 ページは、令和５年度 教育委員会開催日及び議案提出状況としまして、昨年度、教育委員会の会議で審議した議案について時系列で掲載しています。 35 ページが最終ページです。令和５年度の教育費の決算額を掲載しております。 今後については、11 月議会への報告及び公表をしていくこととなります。 私からの説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。
増井教育部長	一点修正をお願いします。資料の 28 ページ上から 11 行目ですが、「…新たに 5 種目…」とありますが、「…新たに 7 種目…」に修正をお願いします。
羽田教育長	説明が終わりました。

外山教育委員	御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。 幼児教育・保育の充実のところですが、一昨年、牧之原市の幼稚園で園児がバスに置き去りにされた事件がありましたが、その事件を受けて、焼津市としてどのような対応をし、どのような成果があったかについて本報告書に記載がないが、その件については、どのような対応をしていますか。
平岡保育・幼稚園課長	幼稚園バスによる送迎については、公立幼稚園では行っておりません。バスによる送迎は、私立の幼稚園 11 園のうち 9 園が行っております。 私立の幼稚園については、県の管轄となるため、本事業評価書に記載はしていませんが、本市としましては、市内の私立の幼稚園への実態調査があった場合、事前に状況を把握し、また、安全装置の補助について国から示された際には、各園へ情報提供を行うなど、安全対策に努めております。
外山教育委員	本評価書にある各事務事業評価書の優先度評価をみると、B 評価が多く、A 評価が 1 つもないが、今後、議会への報告等行う際に、これでよいのかという印象を与えてしまうのではないかと思います。どのように考えていますか。
嶋教育総務課長	優先度評価というのは、予算の編成をする際にランク付けをするものがあります。A が優先的に行う事業、B が継続して行う事業、E は、義務的な事業ということで、優先度とは異なり必ず行わなければならない事業という類の区分となっております。従いまして、E だからといって優先度が低いというものではなく、あくまで予算編成上のランク付けとなっております。 また、3 ページが目次となっており、(1)、(2) とかっこで示されているところが、施策というレベルになっております。(2) の「学校教育の充実」については、14、15 ページに記載がありますが、全てが教育委員会の権限の事務になるため、施策評価書というもので評価をしております。この施策評価書の中には、教育委員会で行っている多くの事務事業が含まれておりますが、その中に、例えば、優先度が高かったものとして、「地域クラブ活動の推進事業」、「不登校児童等の適応指導」が A 評価であり、本評価書では見えてこない事務事業の中には、A 評価のものがあります。 これ以外の、幼稚園や図書館などの施策については、教育委員会の事業でないものもたくさんあるため、施策の中から教育委員会の事業に該当するものを、本評価書に上げて評価しております。

増井部長	教育委員会の事業については、市の行政評価システムを使用し、評価を行っておりますが、市全体の事務事業評価については、今後、市のホームページに掲載し、評価結果を公表していきます。これらの事業を公表する際に、事務事業の評価について、A評価、B評価というものはどのようなものであるということも記載されると思いますが、本評価書に記載する事業については、今後、検討していきたいと思います。
増田紀子教育委員	15 ページの施策の振り返りの中に、「低学年サポーターが増員され、子どもたちが安定した学校生活を送ることができた。」と記載がありますが、集団に馴染めない子どもや、発達障害と診断されなくても個別に寄り添うことが必要な児童生徒も多いかと思います。従って、児童数が減少しているなかでも、低学年サポーターが増員されていくということは非常に大事なことです。 また、「医療的ケア児に対応する看護師が配置され、…」とありますが、この看護師はどのように配置されているのか教えてください。
寺尾学校教育課長	本市の場合、糖尿病によりインスリン注射が必要な子どもがおりますので、この子どもに、会計年度任用職員の看護師を配置し、学校にいる間はずっと付き添っています。
増田徹哉教育委員	教育環境整備の中のトイレの洋式化についてですが、私の子どもが通っている学校も洋式化が完了し、子どもたちが大変感謝していましたので報告させていただきます。
山竹教育委員	32 ページの事業評価委員会の委員の意見に学校に行けない子どもたちについての意見がありますが、10 月から始まる東益津チャレンジについては、民間事業者との連携で実施していくということですが、こういった施設を運営していくためには、民間事業者においても財政的な面で大変かと思います。そのような中で、公的な施設としてこういった事業を行っていくということは、非常に大事なことであると感じました。
羽田教育長	その他、御意見・御質問、ありますか。 よろしいでしょうか。 それでは、お諮りします。 議第 13 号 「令和 6 年度焼津市教育委員会事業評価報告書について」、承認することとしてよろしいでしょうか。

教育委員全員	(異議なし)
羽田教育長	それでは、承認いたします。 次に、報告事項に移ります。 報告事項の1番、「令和6年9月市議会定例会一般質問について」、教育部長から報告をお願いします。
増井教育部長	教育部長の増井です。 私からは、9月定例教育委員会（当日配布資料）の冊子の1ページ目、報告事項1「令和6年9月市議会定例会一般質問について」を御覧ください。 1ページは目次として議員ごとの質問題目を記載したものとなりますが、今回の議会にあっては、2人の議員から教育委員会に対し、質問がありました。2ページから4ページまでは議員ごとの一般質問の通告内容となっておりますが、例えば3ページから4ページの村田議員の通告内容を御覧ください。同一の質問の中で、市長部局が答弁するものと、教育委員会が答弁するものが混在している場合がありますので、その場合には、教育委員会分が分かりやすいように太字で表示しております。5ページ以降は、議員の質問それぞれに対する教育長答弁等を掲載しております。なお、教育長の答弁内容については要旨の説明とさせていただきたいと存じます。 5ページを御覧ください。岡田光正議員です。一般質問として、岡田議員からは、「子どもたちに、プロのオーケストラ・コンサートを」として、「オーケストラ・コンサートについて」3項目の質問があり、それぞれ教育長が答弁しました。 まず、過去に開催されたオーケストラ等の学校巡回の音楽教室の実績・評価については、各学校において、音楽鑑賞だけでなく、演劇や歌舞伎、落語などを鑑賞する教室を実施してきており、児童生徒の情操教育の一役を担っているものと評価している旨を答弁しました。 次に、文化庁や静岡県の事業での実施については、学校ごとで、前年度の教育課程を編成する際に、自校の児童生徒の実態等をふまえ、文化庁の「学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業」や、県の「子どもが文化と出会う機会創出事業」等の活用も検討した上で計画し、実施しており、また、教育委員会では、市内全小学校の6年生を対象に「こころの劇場」を実施している旨を答弁しました。 次に、プロのオーケストラと連携し、学校巡回する事業を提案するかどうかというご質問については、学校行事などの教育活動については、各校

が自校の児童生徒の実態、保護者や地域の願いなどを踏まえて検討し、計画、実践するものと考えている旨を答弁しました。

6 ページを御覧ください。村田正春議員です。一般質問として、村田議員からは、「災害弱者である高齢者、障害者、子供達を猛暑から守る対策」として、「小・中学生に対する猛暑災害対策について」、5 項目の質問がありました。

まず、「小学生の登下校時熱中症対策事業の実施状況について」は、5 月末までに保冷剤付きランドセル背あてパッドとクールタオルを全小学校の児童に配付するとともに、保冷剤を冷やすための冷凍庫を各校に設置している旨を答弁しました。

次に、「小・中学校へのスポットクーラー設置事業の実施状況について」は、体育館に空調設備が設置されるまでの間の措置として、5 月 21 日から 9 月末までのレンタル契約で、全ての小中学校体育館へ、4 台ずつ設置して、体育館で行われる学校の体育の授業や集会、部活動などで、暑さ対策として活用しており、休日・夜間の一般利用の際にも活用されている旨を答弁しました。

次に、「小・中学校へのミストシャワー設置事業の実施状況について」は、グラウンド等、屋外における活動の際の暑さ対策として、5 月 27 日までに全ての小中学校に、設置を完了していること、また、ミストシャワーの周辺は温度が下がるため、体育の授業の休憩時間などに、水分補給と併せて、身体を冷やすために使用しているほか、登校時や休み時間にも使用している旨を答弁しました。

7 ページを御覧ください。次に、「小・中学校体育館空調設備設置事業の進捗状況について」は、中学校全 9 校の工事請負契約を締結し、現在、工事着手に向けての協議等、準備を進めており、10 月下旬頃から施工を開始し、今年度中に完了する予定であること、また、小学校全 13 校につきましても、現在、設計業務を実施しており、今年度中に工事に着手する予定である旨を答弁しました。

次に、「その他、小・中学校で熱中症対策として具体的にどのようなことに取り組んでいるか」については、本市教育委員会で策定した熱中症対策ガイドラインに基づいて、各校で対策を講じており、具体的には、たとえば、暑さ指数が 31 度を超えた場合にはすべての運動を中止したり、子どもの暑熱順化を考慮して、活動の内容や活動時間を決めたり、児童生徒が体調不良を感じた際に気兼ねなく言い出すことができるよう留意したりしていること、また、体育の授業では、休憩時間を適切に設定していること、このほか、家庭への通知には、涼しい服装や帽子の着用に加え、スポーツドリンク等の準備を奨励するなど、学校と家庭が一体となった取組の推進に努めている旨を答弁しました。

	8 ページを御覧ください。次に、「海のまち焼津っ子の水泳授業について」として、「水泳授業のあり方検討について」、3 項目の質問がありました。 まず、「水泳授業ありかた検討を始めた経緯と目的について」は、本市では、水泳授業は、「海のまち焼津の子ども」にとって必要な教育活動という考えのもと、将来に渡って継続して安定かつ安全に実施され、児童生徒の体力向上及び水泳技術の習得に効果的なものとなるよう、検討を始めた旨を答弁しました。 次に、「他市の先進事例のメリット・デメリットをいくつか紹介していただきたい」という質問については、令和4 年度に、集約化を行っている愛知県常滑市と福井県越前市を視察し、メリットについては、屋内温水プールを利用した場合、天候に左右されずに計画的に授業が実施できること、専門スタッフが実技指導を行うことで質の高い授業が実施できること、また、集約化による建設、維持管理コスト削減が図られることなどが挙げられること、デメリットについては、校外への移動で安全を優先した移動方法や移動時間の確保の調整、カリキュラム編成に関して時間割の作成や学校間の利用調整、一般市民の利用に制限を設ける必要性などがある旨を答弁しました。 次に、「今年度の市内小中学校の水泳事業における学校プールの使用状況について」は、小学校 10 校、中学校 4 校が自校のプールを使用し、それ以外の小学校 3 校、中学校 5 校が自校以外のプールを使用した旨を答弁しました。 9 ページを御覧ください。次に、「昨年度と今年度の水泳授業の試行について」として、4 項目の質問がありました。 まず、「昨年度の水泳授業の試行方法と成果と課題について」は、自校以外のプールを使用した 8 校で、他校のプール、市営プール、民間プールを利用し、民間プールについてはインストラクターに指導補助を依頼するなど、多面的な方法で試行し、成果としましては、屋内プールでは、天候や気温に左右されずに実施できること、民間プールでは専門的な指導が受けられ、泳力の向上に効果があること、また、自校以外のプールを使用した場合は、水質管理などプール管理の負担軽減が挙げられたこと、一方、課題としては、移動手段や時間の確保、時間割編成の困難さ、市営プールの利用では、市民も利用するため利用コースや利用時間帯の検討が必要であること、などが挙げられた旨を答弁しました。 次に、「昨年度の成果と課題を受けて、今年度の試行方法について」は、低学年の授業を民間プールで実施する小学校と、10、11 月に水夢館で授業を行う中学校をそれぞれ 1 校ずつ増やし、青峯プールでは夏休み明けにも授業を行い、回数を増やした旨を答弁しました。
--	--

	次に、「水泳授業を試行して、子ども、保護者、学校関係者、利用施設関係者それぞれの声を伺いたい」という質問については、9ページから10ページにわたりますが、民間プールで授業を受けた児童からは、「わかりやすく楽しく教えてくれてとても良かった。」、水夢館で授業を受けた生徒からは、「水がきれいで、シャワーも温かくて良かった。」という声があったこと、次に、10ページをお願いします。保護者からは、民間プール利用で「教え方がすごく上手で、子供たちが楽しみにしていた。」という声があった一方で、自校以外のプール利用で「回数が少なくなったので泳げるようになるか心配」という声があったこと、また、学校関係者からは、「移動などの変さはあったが、プールの管理がなくなったのは助かった。」などの声が聞かれ、利用施設の関係者からは、「昨年度に比べて上達する児童の姿があり、指導することに喜びを感じた」、「授業の内容について、学校との事前調整が必要」などの声があった旨を答弁しました。 次に、「従来通り自校プールで水泳授業を行った学校においても問題点があれば伺いたい」という質問については、近年の猛暑も含め天候による影響を受けやすく、計画的、継続的な指導が困難となっていること、猛暑によって薬品投入や給水の回数増、水質等の管理が学校の負担増になっていること、プールや設備の経年劣化が進んでいくこと、などが挙げられる旨を答弁しました。 次に、「今後の水泳授業のあり方について」として、「昨年度と今年度の試行を受け、小中学校の水泳授業の方向性をどのように考えているか」という質問があり、小学校では専門スキルを持つインストラクターに指導補助を依頼すること、また、屋内プールを使用することが望ましいと考えている旨を答弁しました。 以上、教育委員会に関連する教育長答弁を御報告させていただきました。よろしくをお願いします。
羽田教育長	報告が終わりました。 御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。
外山教育委員	水泳授業のあり方に関する一般質問についてですが、全国的には、学校のプールを使用した水泳授業をやめていく方向で進めているのですか。また、そういった意向を受けて、焼津市は、現在、学校の水泳授業のあり方を検討しているのですか。
増井教育部長	水泳授業のあり方の検討に至った経緯については、プールの老朽化が要因としてあります。学校のプールについては、6月、7月の夏の期間しか使用しておりません。しかし、プールの建設費や維持管理に高額な費用が

	かかること、また、プールの維持管理についても、水質管理などの負担がかかることから、先生の負担が大きいということがありました。 他の自治体においても、プール施設の老朽化に伴い、今後、水泳授業をどのように行っていくかを検討している自治体が多く、その中で、プールを減らしていくという考えを持っています。 本市については、プール施設をどうしていくかということもありますが、それよりも、水泳授業を継続していきたいという考えのもと、どのように授業を行っていくか、令和5年度から検討しているところです。 現在検討している中では、屋外プールは、天候に左右されるが、屋内プールは、天候を気にしなくてよいということ、また、民間プールを活用した場合、インストラクターが、先生の指導助手として付いてくれるため、児童生徒の泳ぎのレベルに合わせた水泳授業ができるというメリットがあることがわかってきました。これらの検討状況を踏まえ、現在、検討結果をまとめているところです。
増田徹哉教育委員	市内で授業ができる屋内プールは何か所ありますか。
増井教育部長	民間施設では、チャンピオンスイムスクールが1か所、また、市営では、水夢館を利用しており合わせて2か所を利用しています。 なお、アクアス焼津も屋内プールがありますが、午前中の一般利用客が多く、授業で使用するのが難しいため利用していません。
羽田教育長	その他、御意見・御質問ありますか。 よろしいでしょうか。 次に、報告事項の2番、「令和5年度教育費等決算について」ですが、「教育部」、「学校福祉部」、「こども未来部」から報告があります。 各部長より報告をお願いします。
伊東学校福祉部長	学校福祉部の伊東です。 教育委員会所管分の令和5年度の教育費等について、御説明申し上げます。 なお、主要施策の概要につきましては、教育部所管分は増井部長、学校福祉部所管分につきましては、私より御説明させていただきますので、予めご了承ください。 報告事項2の1ページを御覧ください。 令和5年度の教育費決算額は、52億5,021万8,649円で、前年度と比

増井教育部長	べ、2億7,025万7,110円の増になっております。 次に、主要施策の概要について、御説明いたします。2ページを御覧ください。 3款 民生費 3項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費のうち、「放課後児童クラブ推進事業費」につきましては、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童 に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る放課後児童健全育成事業を実施しました。 初めに、「放課後児童クラブ運営事業費（補助分）」につきましては、27クラブ 33 支援の単位と夏季限定クラブ 2クラブに運営委託し、国県への補助金申請や委託金の支払い事務、随時の利用申込や、次年度利用申込の審査・調整を行いました。また、施設長会議を年3回開催し、支援員の育成支援として研修を実施しました。 次に、「放課後児童クラブ運営事業費（単独分）」につきましては、補助分と同様、27クラブ 33 支援の単位と夏季限定クラブ 2クラブに運営委託し、児童扶養手当や生活保護受給世帯や複数児童利用受給世帯について利用料を減免し、事業者が減免分の助成を行いました。また、児童の長期休暇中に子どもを預ける必要がある世帯のニーズに対応するため、夏季限定放課後児童クラブの2クラブ開設、及び、市有の放課後児童クラブ施設の不具合、破損等に対し、修繕を行いました。 次に、「放課後児童クラブ整備事業費」につきましては、事業者からの申請に基づき、放課後児童クラブ整備補助金を交付し、豊田小学校区に新規クラブを開設しました。また、それに伴い国・県へ補助金交付事務を行いました。 教育部の増井です。 私からは、教育部所管分の教育委員会主要施策の概要について御説明いたします。 3ページを御覧ください。 初めに、10 款 教育費 1 項 教育総務費 3 目 学校教育指導費のうち、（2）地域クラブ活動推進事業費につきましては、「地域クラブ活動推進事業ディレクターの任用」、「地域クラブ活動在り方検討委員会、地域クラブ活動推進委員会の年4回ずつの開催」、「地域クラブ活動開設準備費として各クラブへの補助金の交付」、「地域クラブの7種目の立ち上げ（計12 種目となった）」、「地域クラブの説明のリーフレットや募集要項の作成・配付」を行いました。 次に、（3）外国人英語指導助手配置事業費についてです。まず、小学校では、12 人の外国語活動助手（ALT）が、3・4年生で年間 35 時間、
--------	--

	5・6年生で年間70時間の授業と、1校あたり10時間の打ち合わせを行いました。 また、特別支援学級の授業は1校につき10時間、打ち合わせは5時間実施しました。 次に、中学校では、ALT3人が計画通りに各学校を巡回して訪問を行いました。 次に、(4)外国につながる児童生徒等教育支援事業費につきましては、外国につながる児童生徒支援員が小中学校を訪問し、日本語指導が必要な児童生徒に対する支援（日本語初期指導、相談、学習支援等）や、保護者に対する支援（翻訳、面談での通訳等）を行いました。 また、新1年生の学校適応とその保護者への情報提供のため、就学时健康診断時のガイダンスやプレスクールを行いました。 4ページを御覧ください。 次に、(5)小・中学級支援員配置事業費については、「特別支援教育支援員と個別支援員は、児童生徒一人一人に寄り添い、温かく接する中で人間関係を築き、心の安定を図れるよう声を掛けながら支援しました。これにより、発達障害を抱える児童生徒の安定が見られました。 また、低学年の児童に対して、低学年サポーターが一人一人の様子を見ながら、支援をしました。これにより、学校生活における基礎的基本的な生活習慣を、どの児童も身に付けることができ、安心して登校することができました。 また、支援員が各学級における児童生徒の実態や課題等について把握し、日々の記録を積み重ねていきました。これにより、学級担任が作成する個に応じた学習指導計画や支援計画の補助となりました。 次に、(6)ICT教育推進事業費については、教職員、児童生徒がインターネット上の教材を活用し、オンライン上での協働作業を伴う授業の実施、また、外部の知見（NTT西日本、DX推進課）を交えて教育情報セキュリティポリシーの見直しを実施し、新ポリシーを発行しました。 また、情報教育推進委員会を開催し、ICT利活用推進計画についての確認・協議や教育情報セキュリティポリシーについての検討を行いました。 また、年度当初訪問・定期訪問・要請訪問等、学校への訪問を実施し、教育情報セキュリティポリシーの周知と学習用端末の活用機会の創出を行いました。 また、児童生徒・教職員に対するアンケートを実施し、活用頻度や情報活用能力の育成についての実態を把握しました。 次に、(7)教育センター事業費については、経験の浅い教員に対し1人当たり3～5回、授業や学級経営等についてアドバイスする訪問支援を
--	--

伊東学校福祉部長	行いました。 また、3年生希望者を対象に、指導員とボランティアによる「ステップアップ教室」を全ての小学校で実施しました。 次に、(8)校務支援事業費については、「校務用グループウェアに関する運用経費の支払」、「校務用パソコンを更新するまでの旧校務用パソコン保守委託及び修繕」、「校務用パソコン 730 台の更新・整備」、「校務系ネットワークの改修」、「三市(焼津・島田・藤枝)校務事務共同化協議会への参加を行いました。 学校福祉部の伊東です。 4 ページの最下段、「(9) 不登校児等適応指導費」についてです。 5 ページをお願いします。 「市内 2 か所のチャレンジ教室に指導員 6 人、心理カウンセリングを行うカウンセラー 1 人を配置」し、「登校することが難しく、多様な場で学ぶ児童生徒にチャレンジ教室での支援や助言」を行いました。 また、「様々な困難を抱える児童生徒や保護者への支援対応を行う家庭児童相談員 2 人の配置」や、「学校、関係機関、家庭と連携し、一人一人の児童生徒にあった社会的自立に向けた指導」を行い、「登校することが難しい児童生徒及び保護者の教育相談カウンセリングを実施し、悩みの軽減や解消」を図りました。 次に、「(10) 就学支援事業費」については、適正な就学支援を行うため、年 3 回の焼津市就学支援委員会、年 1 回の就学支援小委員会を実施するとともに、会の開催に向け、各校から就学支援委員を委嘱し、対象幼児、児童、生徒の在籍校(園)の観察訪問、保護者との教育相談を行いました。 また、特別支援教育コーディネーターを対象として行う特別支援教育連絡協議会を年 3 回実施し、特別支援教育の推進を図りました。 さらに、市の特別支援教育や、通級指導対象児童生徒についての協議を行う、特別支援教育専門家チーム会議を年 3 回実施しました。 また、特別支援教育のため公認心理士等の専門資格を有する巡回相談員 4 人、及び、巡回相談補助員 1 名を配置しました。
増井教育部長	教育部の増井です。 次に、2 項 小学校費 1 目学校管理費についてです。 初めに、(1) 小学校教育環境整備事業費については、小学校 1 校の教室内ロッカー改修、小学校 2 校の校内環境改善を行いました。 まず、工事については、令和 5 年度 焼津市立大井川東小学校教室内ロッカー改修工事を行いました。 修繕については、港小学校校内環境改善、大富小学校校内環境改善、大

	井川東小学校教室内ロッカー修繕を行いました。 次に、(2) 小学校教育環境整備事業費（物価高克服経済対策）については、「小学校2校のトイレ洋式化改修工事」、焼津市立黒石小学校トイレ改修工事（建築工事）、焼津市立黒石小学校トイレ改修工事（電気設備工事）、6ページをお願いします。 焼津市立黒石小学校トイレ改修工事（機械設備工事）、焼津市立大井川東小学校トイレ改修工事（建築工事）、焼津市立大井川東小学校トイレ改修工事（電気設備工事）、焼津市立大井川東小学校トイレ改修工事（機械設備工事）を行いました。 次に、3項 中学校費 1目学校管理費についてです。 初めに、(1) 中学校教育環境整備事業費については、中学校4校の校舎トイレの洋式化改修設計を行いました。 具体的には、焼津市立大村中・東益津中学校トイレ改修工事設計業務委託、焼津市立和田中・大井川中学校トイレ改修工事設計業務委託を行いました。 次に、(2) 中学校教育環境整備事業費（物価高克服経済対策）については、焼津中学校、大富中学校のトイレ洋式化改修工事を行いました。 次の4項 幼稚園費は、こども未来部所管のため、飛びまして、その下の5項 社会教育費 3目 図書館費についてです。 (1) 図書館資料整備費については、焼津図書館と大井川図書館が連携し、利用者に迅速かつ適切に資料・情報を提供するため、資料の一層の整備・充実を図るため、図書資料を購入しました。 また、出版情報等の収集、次に7ページをお願いします。貸出統計・蔵書構成・レファレンス事例・利用者の声等を参考にした選書、利用者からのリクエストや選書図書等を毎週取りまとめた発注を行いました。 焼津・大井川両図書館の令和6年3月31日現在の所蔵状況については、7ページの表のとおりです。なお、焼津図書館資料数には、公民館（令和6年4月からは、地域交流センターに名称変更しています。）図書室蔵書を含んでいます。 次に、6項 補遺県体育費 3目 学校給食費についてです。 (1) 公共施設保全計画実施プログラム推進事業費については、学校給食センター南・北棟冷蔵食品保管室ドア修繕工事を、令和5年7月1日から8月31日の工期で行いました。また、計画どおり安定・継続的に学校給食を提供しました。 次に、(2) 学校給食食材費高騰対策事業費については、学校給食食材費が高騰するなか、これまでどおり栄養バランスや量を保った安全な学校給食を、安定的に提供しました。 歳入の内訳は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が、6,471万
--	--

	円、一般会計が、1,357万8千円、教職員からの徴収金等が890万9千円でした。 なお、児童・生徒9,812人のみ交付金及び一般会計から負担しました。 教育委員会事務局からの令和5年度教育費等の決算についての説明は、以上です。
杉山こども未来部長	こども未来部の杉山です。 私からは、幼稚園関係の当部所管事業について説明させていただきます。資料の2ページをお願いします。 最下段の(2)指導力向上支援事業費は、保育園、幼稚園の職員を対象とし、対象者のキャリアに合わせた様々な取組を行いました。 次に、3ページをお願いします。 10款1項3目(1)就学前言語障害児指導費は、焼津南小、小川小、大井川南小教室に4人の嘱託員を配置し、言語障害やそれに類する障害のある幼児に対する個別指導を実施しました。 ページ飛びまして、6ページをお願いします。 4項 幼稚園費、1目 幼稚園費(1)幼稚園管理費のうち、副食費免除の関係について説明させていただきます。 こちらは、市内の幼稚園に通う、世帯年収360万円未満相当の世帯の子どもと、第3子以降の子どもの副食費の無償化を実施しました。 説明は、以上です。
羽田教育長	報告が終わりました。 御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。
教育委員全員	(質疑なし)
羽田教育長	なお、こども未来部長、保育・幼稚園課長につきましては、ここで退席となります。ありがとうございました。 次に、報告事項の3番、「いじめ問題への対応について」、子ども支援課長より報告をお願いします。
荒井子ども支援課長	それでは、報告事項3の「いじめ問題への対応について」報告いたします。当日配布資料報告事項の11ページをお願いします。 まず、小学校の状況であります。8月の新たな「いじめ」の認知件数は1件でありました。昨年度よりも減少しております。ふざけて傘でつかれた児童が身を守ろうと傘を開いたときに傘が当たったことに腹を立

	て、傘をたたいたり蹴ったりして、傘の骨が折れたケースになります。学校で適切に指導し、見守りを続けております。 次に、12 ページをお願いします。 中学校の新たな「いじめ」の認知件数は2件でありました。昨年度よりも減少しております。 大きな声に驚いてパニックになっている生徒を見て面白がり、さらにかからう。SNSで相手の許可なくアイコンや背景を他のSNSにあげる。などのケースがありました。こちらも、学校で適切な指導をして、解消に向けて取り組んでおります。 11 ページ 12 ページとも右下の(4)現在の状況をご覧ください。いじめ解消の要件が、①少なくとも3か月間はいじめに係る行為が止んでいる、②いじめを受けた子どもが心身に苦痛を感じていない、の2つを満たすこととされております。5月の認知件数のうち、小学校では9件、中学校では2件が解消となっております。9月も、些細ないじめも見逃さないように、認知件数も多く、解消件数も多くなるよう各学校と連携して取り組んでまいります。 次に、口頭での報告となりますが、2件のいじめ重大事態の被害児童生徒の様子についてご報告させていただきます。 まず、小学校4年生の児童Aさんです。8月は1日に登校日がありませんでした。悪天候のため欠席でした。 2件目、小学校4年生の児童Bさんです。8月は体調を崩し入院することもありました。8月の登校はありませんでしたが、9月になり登校を始めております。これからも本人や保護者に寄り添いながら対応していきます。報告は、以上です。
羽田教育長	報告が終わりました。 御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。
教育委員全員	(質疑なし)
羽田教育長	次に、報告事項の4番、「最近の小中学校の状況について」、引き続き、子ども支援課長から報告をお願いします。
荒井子ども支援課長	報告事項4「最近の小中学校の状況について」です。資料の13 ページをお願いします。 「8月の生徒指導関係」ではありますが、まず、不登校については、小学生は82人で昨年度よりも16人増えています。中学生は174人で、こちらも昨年度よりも26人増えています。今年度学校福祉部では、ど

	こからも支援を受けていない不登校児童生徒ゼロを目指しています。8月の不登校児童生徒の内、支援を受けていない割合は、小学校は 14.6%で7月と同じ人数ですが割合は減少、中学校は 13.8%で7月よりも人数割合共に減少しました。今後も、支援を受けていない不登校児童生徒ゼロを目指し、学校と連携して取り組んでいきます。 次に問題行動ではありますが、小学校は5件で、中学校は8件でした。小中ともに昨年度よりも減少しました。小学校では、授業中に走り回ったり、大声を出したりする授業放棄がありました。中学校では、喫煙で近所から通報される、スーパーで万引きをする、遊泳禁止区域で泳ぐなどの報告がありました。9月も不登校や問題行動に丁寧に対応していきたいと考えています。 次に交通事故については、中学生で2件ありました。 自転車で直進中に右折してきた自動車と接触する事故。自転車同士の衝突による事故がありました。今後も引き続き交通事故に注意するよう働きかけていきます。 最後に不審者についてではありますが、8月もありませんでした。引き続き、注意喚起を行ってまいります。報告は、以上です。
羽田教育長	報告が終わりました。 御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。
教育委員全員	(質疑なし)
羽田教育長	引き続き、学校教育課長より報告をお願いします。
寺尾学校教育課長	資料の 14 ページをお願いします。1 の部活動の状況については、志太榛原支部の大会の団体及び個人の結果について掲載しております。15 ページ、16 ページには、中体連の東海大会・全国大会の結果を学校別にまとめたものを掲載しております。 資料戻っていただいて、14 ページをお願いします。 2 の児童生徒数調べについては、9月10日現在の報告になります。令和6年度については、5月1日現在の児童生徒数、令和7年度については、9月10日現在の見込み数となります。先ほど増田紀子委員からもお話がありましたように、児童・生徒数共に減少の傾向にあります。逆に、特別支援学級に在籍する予定の児童・生徒数は、増加の見込みがあります。 3 の10月に行われる市教委による学校訪問ですが、焼津西小学校、大村中学校、豊田小学校、大井川西小学校を予定しております。教育委員の皆様にも参加を依頼しているところでもあります。よろしくお願いします。

	報告は、以上です。
羽田教育長	報告が終わりました。 御意見・御質問のある委員は、発言をお願いします。
教育委員全員	(質疑なし)
羽田教育長	次に、報告事項の 5 番、「全国学力学習状況調査焼津市の結果公表について」であります。この案件について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項ただし書きの規定により、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができることから、公開しないこととしてよろしいでしょうか。
教育委員全員	(異議なし)
羽田教育長	それでは、この案件について、公開しないこととします。
小林教育センター 一所长	(非公開) 「報告事項 5 全国学力学習状況調査焼津市の結果公表について」
羽田教育長	それでは、次回の開催予定であります。次回は、10 月 15 日（火）午後 3 時 30 分から、場所は、本庁舎 7 階 会議室 7 Aで行います。 以上をもちまして、9 月定例教育委員会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。 【午後 5 時閉会】